

広報ざいだん

2014年(H26)8月 No.3

公益財団法人 茄子川地域振興財団 中津川市茄子川1317-4 TEL0573-68-5655

ご挨拶

私たちの財団は、平成25年4月1日岐阜県知事の認定を得て、全国的に見ても数少ない地域住民組織による公益財団法人として発足し、1年を経過しました。

この新法人では、公益法人としての基礎的事項を賛持し、此れを確実に実行していくべく重い責務が課せられております。

それがため、役員はじめ理事、監事、評議員の意識改革は元より、従来の慣行による住民皆さんの期待と思いの意識改革とご理解協力は、極めて重要であります。

それには先ず、住民皆さんの信頼、信用を築くことが大切と考えております。

新法人の財団では、その設立目的の達成のため、定款で定める公益目的事業を継続的かつ堅実に行なうことが強く求められております。

それがため、役員、職員の資質の向上を図り、事業運営には「経理的基礎」「技術的能力」を備えながら、公認会計士の下、適切な会計処理を行い、情報開示と相俟って事業運営の透明性を高めながら、財団に対する信頼性を向上させてまいります。

これからよいよ具体化するリニア中央新幹線、濃飛横断自動車道等に係わる大プロジェクト事業が推進される中にあって、本財団の存在意義は大きく、また重要な責務が存るものと考えます。

本財団は、茄子川地域の振興発展を推進すべく大きな指命と役目を担っております。

地域住民皆さんから愛され親しまれ、かつ、誇れる財団を築いてまいりたいと考えております。

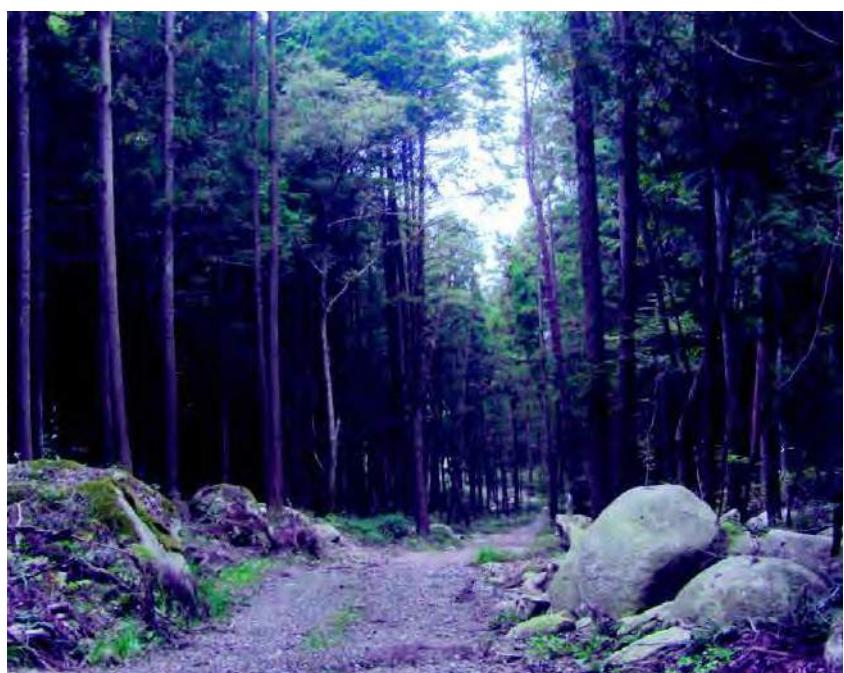
みなさまのご支援、ご理解をお願い申し上げます。

平成26年8月1日

公益財団法人 茄子川地域振興財団
理事長 原 勝治



◆地域安全防災対策事業（治山）



◆里山整備事業（中垣外地区）

公益財団法人として、 茄子川地域振興財団が満たすべき絶対要件

新制度での茄子川地域振興財団では、「法による自律的運営」が基本事項とされることから、旧来の運営内容とこれまでの常識を覆す大転換が求められました。

それがため、役員並びに住民の皆様にも意識改革が必要とされます。新制度を理解していくたゞく、公益目的事業に関する収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額の制限等その満たすべき規制的絶対要件について一覧表で紹介いたします。

事業目的	公益目的事業を行うことを主たる目的とすること。
能力	経理的基礎及び技術的能力を有すること。
特別な利益	事業を行うにあたり、役員は特別な利益を受けてはならないこと。
社会的信用(公序良俗)	投機的取引、公の秩序を害する事業はでき(やらない)ないこと。
*収支相償の原則	公益目的事業に係る収入が、その事業実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと。
収益事業等の制限	公益目的事業の実施に支障のない収益事業であること。
*公益目的事業比率50%以上	事業活動を行うに当たり、公益目的事業比率が100分の50%以上であること。
*遊休財産の制限	事業活動を行うに当たり、遊休財産額が一定の制限を超えないこと。
役員に関する親族制限	法人の役員が親族で占めないこと。
株式の保有制限	他の営利法人等の実質的支配をすることのできる株所有をしないこと。
財産の贈与、帰属	取消処分に伴う財産の譲与先を定款に定めること。

新制度の公益財団法人 茄子川地域振興財団を理解して いただくため定款で定める目的及び各事業を紹介します

茄子川地域振興財団は、
何を目的としているのか。

地域の振興発展を目的として定款で定める公益財団法人です。

(目的)

第3条 この法人は、里山の自然環境の保護及び整備保全、地域の振興発展のための定住化に関する事業及び高齢者の福祉向上並びに健康増進に関する事業を行い、もって、自然環境の保護及び地域の活性化並びに振興発展に寄与することを目的とする。

茄子川地域振興財団は、
何を事業としているのか。

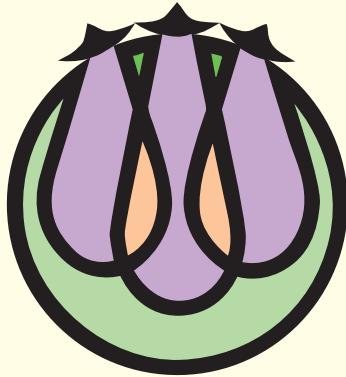
定款で定める目的を達成するため、次の具体的事業を推進する公益財団法人です。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 里山の維持保全に関する事業
- (2) 里山の自然環境の保護及び整備保全のための研修に関する事業
- (3) 子供や親子などを対象にした里山での自然学習会等に関する事業
- (4) 里山を活用した保健及び文化事業
- (5) 低廉な住宅地の提供及び住環境整備に関する事業
- (6) 地域住民の交流のための活動に対する助成事業
- (7) 高齢者スポーツ活動及びレクリエーション活動に対する助成事業
- (8) 高齢者憩いの家の設置運営に関する事業
- (9) 不動産賃貸及び貸室事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業





- 緑：茄子川の豊かな自然
- 紫：なすびの色、古来から高貴な色とされる
縁起も良く茄子川に緑の色
- 橙：三つのなす（成す）が重なり合うと眩しい陽光が照りそそぐ
- 黒：安定、ゆるぎない大地の色

財団のシンボルマーク決定！！

「広報ざいだん」1月号にて公募いたしました、財団シンボルマークが決まりました。

応募者多数の中から、次の作品を優秀作品として選定し、財団シンボルマークと決定しました。

優秀者 新田 隆幸

財団徽章（シンボルマーク）の趣旨

3本の茄子が川の文字を現した图形をデザインしました。茄子は「志を成す」、「事を成す」、「幸福を成す」志を東ね茄子川発展の為に事業を起こし遂げることで、住民の皆様の幸福をもたらすとしたものです。

諺に「親の小言となすびの花にや、万にひとつ無駄がない」と伝えられるように茄子の花はほぼ確実に実を結ぶことから、大変縁起のよい野菜です。古来から伝わる茄子川の地名にしあわせをあやかりたいという願いを込めました。

新体制での理事及び監事、評議員の紹介

平成26年5月25日開催の定例評議員会にて、新理事が選任されました。

任期は2年間です。評議員、監事については、残任期2年です。

理 事

氏 名	常勤・非常勤	役職名
原 勝 治	非常勤	理 事 長
新田 兼 正	非常勤	副 理 事 長
木 村 嘉 子 夫	非常勤	土 地 委 員 長
小 池 正 允	非常勤	山 林 委 員 長
篠 原 忠 夫	非常勤	山 林 副 委 員 長
吉 村 勝 行	非常勤	土 地 委 員
原 田 幸 久	非常勤	土 地 委 員
加 藤 弘 徳	非常勤	山 林 委 員
新 田 勝	非常勤	山 林 委 員

監 事

氏 名	常勤・非常勤	役職名
渡 辺 岩 男	非常勤	代 表 監 事
中 川 征 児	非常勤	
小 幡 勉	非常勤	

評議員

氏 名	常勤・非常勤
橋 詰 佳 治	非常勤
古 井 淳 司	非常勤
鈴 木 俊 彦	非常勤
西 尾 規 良	非常勤
西 尾 重 美	非常勤
森 勝 彦	非常勤
山 本 宗 平	非常勤
熊 澤 定 宏	非常勤
新 田 隆 幸	非常勤
濱 中 広 幸	非常勤
竹 内 博	非常勤
田 口 勇 夫	非常勤
小 池 四 郎	非常勤
幸 脇 聰	非常勤
林 勝 利	非常勤
鈴 木 高 雄	非常勤
野 崎 修 造	非常勤

財政状況の公表

平成25年度 茄子川地域振興財団の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）を公表します。

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	流動資産 12,228
	固定資産 377,783
	合 計 390,011
負 債 及 び 正 味 財 産 の 部	流動負債 12,696
	固定負債 100
	負 債 合 計 12,796
	指定正味財産 218,420
	一般正味財産 158,795
	正味財産合計 377,215
	合 計 390,011

正味財産増減計算書の要旨

(単位：千円)

科 目	金 額
経常増減の部	
経常収益	基本財産運用益 45,038
	特定資産運用益 120
	事業収益 2,571
	受取寄付金振替額 1,435
	雑収益 3,586
経常収益計	52,750
経常費用	事業費 里山活用事業 15,614
	定住化事業 17,544
	賃貸事業 8,064
	管理費 7,642
経常費用計	48,864
当期経常増減額	3,886
法人税、住民税及び事業税	8,404
当期一般正味財産増減額	△ 4,518
一般正味財産期首残高	163,313
一般正味財産期末残高	158,795
指定正味財産増減の部	
土地受贈益振替額	1,435
一般正味財産へ振替	1,435
当期指定正味財産増減額	△ 1,435
指定正味財産期首残高	219,855
指定正味財産期末残高	218,420
正味財産期末残高	377,215

囲碁・将棋の愛好者に財団ホール開放！

高齢者憩いの家及び高齢者レクリエーション事

業として、囲碁・将棋の講座、愛好者の交流等（初心者大歓迎）として財団ホールを次の要領にて開放いたします。

開放日時：平成26年8月5日以降

毎週月・木曜日（祝祭日等は除く）

午前9時から正午まで

使 用 料：無料

※囲碁・将棋は財団で準備いたします。



皆さんお誘い合わせの上、
お気軽にご利用ください。